

## 国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書

国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会は、著作権法(令和 3 年法律第 52 号による改正後のもの)の規定に基づく国立国会図書館による特定絶版等資料の自動公衆送信(以下、同規定に基づいて行う国立国会図書館の資料送信サービスを「本件サービス」という。)に関し、以下のとおり合意する。ただし、本文書に定める内容は、必要に応じ本協議会において協議し、変更することができるものとする。

### 1 本件サービスにおいて送信対象となる資料の範囲

本件サービスにおいて送信対象となる資料(以下「本件資料」という。)は、特定絶版等資料のうち、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」(資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会)(平成 24 年国図電 1212041 号)の「2 国立国会図書館からの送信対象となる資料の範囲」に定める範囲内の資料とする。

### 2 本件資料のデータの送信形態

当面は、国民の情報アクセスを早急に確保する観点から、ストリーミング方式により本件資料のデータ(以下「本件データ」という。)を送信することとする。プリントアウトが可能な態様により本件データを送信することについては、デジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置を実装の上、令和 5 年 1 月に可能とする。

### 3 本件サービスの提供方法

国立国会図書館は、以下のとおり本件サービスを提供するものとする。

#### (1) 本件サービスの提供対象者

本件サービスの提供対象者は、国立国会図書館における現行の登録利用者制度による事前の利用者登録を行った者(以下「登録利用者」という。)とする。なお、海外在住者に対する本件サービスの提供については、その適法性を担保する方策を含め引き続き対応を検討する。

※ 登録利用者制度による利用者登録に当たっては、氏名・現住所・生年月日が確認できる身分証明書による本人確認を行うものとする。

## (2) 認証情報の発行及び確認

登録利用者に対し、登録利用者であることを識別するための ID・パスワード等の情報（以下「認証情報」という。）を発行し、登録利用者に本件サービスを利用させるに当たっては、その認証情報を確認するための措置を講ずる。

## (3) 利用規約への同意

以下の事項を含む利用規約を定め、当該利用規約への同意をした登録利用者に対してのみ本件サービスを提供するものとする。

### 利用規約に定めるべき事項

- ① 認証情報の適切な管理  
登録利用者は、その認証情報を適切に管理すること。
- ② 注意事項・禁止事項の遵守  
登録利用者は、以下の事項を遵守するものとする。
  - ・認証情報を第三者に利用させないこと
  - ・本件データを権利者の許諾なく第三者に送信し、又は転載しないこと
  - ・利用者登録時に登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに国立国会図書館に届け出ること
  - ・その他、国立国会図書館が本件サービスを適切に運用するために必要なものとして利用規約に定めた注意事項・禁止事項
- ③ 不適切な利用が判明した場合の利用停止等の措置  
利用規約違反、その他の不適切な利用が判明した場合は本件サービスの利用停止等の措置を講ずること。
- ④ 国立国会図書館による本件サービスの利用ログ情報の一定期間保持に関する同意  
上記③に係る措置を可能とするため、国立国会図書館が本件サービスの利用ログ情報を一定期間保持することについて同意すること。

## (4) 所蔵部数を超える同時閲覧制限

同時閲覧数の制限は行わないこととする。

## 4 その他

### (1) 利用統計の公表

国立国会図書館は、個人を特定しない形で本件サービスの利用状況を公表する。

## (2) 大学図書館・公共図書館等が保有する絶版等資料の取扱い

大学図書館・公共図書館等の各図書館等は、国民の情報アクセスを確保する観点から、国立国会図書館及び文化庁・文部科学省からの依頼に応じて、国立国会図書館への積極的な絶版等資料の提供に努めることが望ましい。